法第68条の５の２		区域を区分して建築物の容積を適正に配分する特定建築物地区整備計画等の区域内における建築物の容積率の特例		□
法第68条の５の３		高度利用と都市機能の更新とを図る地区計画等の区域内における制限の特例		
法第68条の５の４		住居と住居以外の用途とを区分して定める地区計画等の区域内における建築物の容積率の特例		
法第68条の５の５		区域の特性に応じた高さ、配列及び形態を備えた建築物の整備を誘導する地区計画等の区域内における制限の特例		
法第68条の５の６		地区計画等の区域内における建築物の建ぺい率の特例		
法第68条の７		予定道路の指定		
法第68条の９		都市計画区域及び準都市計画区域以外の区域内の建築物に係る制限		□
法第84条の２		簡易な構造の建築物に対する制限の緩和		
法第85条		仮設建築物に対する制限の緩和		
法第85条の２		景観重要建造物である建築物に対する制限の緩和		
法第85条の３		伝統的建造物群保存地区内の制限の緩和		
法第86条		一の敷地とみなすこと等による制限の緩和		
法第86条の２		公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造の認定等		
法第86条の４		一の敷地内にあるとみなされる建築物に対する外壁の開口部に対する制限の特例		
法第86条の６		総合的設計による一団地の住宅施設についての制限の特例		
法第86条の７	令第137条の２	構造耐力関係		□
	令第137条の３	防火壁関係		
	令第137条の４	耐火建築物等としなければならない特殊建築物関係		
	令第137条の４の３	石綿関係		
	令第137条の５	長屋又は共同住宅の各戸の界壁関係		
	令第137条の６	非常用の昇降機関係		
	令第137条の７	用途地域等関係		
	令第137条の８	容積率関係		
	令第137条の９	高度利用地区又は都市再生特別地区関係		
	令第137条の10	防火地域及び特定防災街区整備地区関係		
	令第137条の11	準防火地域関係		
	令第137条の12	大規模の修繕又は大規模の模様替		
	令第137条の14	独立部分		
法第86条の９		公共事業の施行等による敷地面積の減少についての第３条等の規定の準用		
消防法（昭和23年法律第186号）第９条				□
消防法第９条の２				
消防法第15条				
消防法第17条				
屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第３条（公告物の表示及び公告物を掲出する物件の設置の禁止又は制限に係る部分に限る。）				□
屋外広告物法第４条（公告物の表示及び公告物を掲出する物件の設置の禁止又は制限に係る部分に限る。）				
屋外広告物法第５条（公告物の表示及び公告物を掲出する物件の設置の禁止又は制限に係る部分に限る。）				
港湾法（昭和25年法律第218号）第40条第１項				□
高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第24条				□
ガス事業法（昭和29年法律第51号）第40条の４				□
駐車場法（昭和32年法律第106号）第20条				□
水道法（昭和32年法律第177号）第16条				□
下水道法（昭和33年法律第79号）第10条第１項				□
下水道法第30条第１項				
宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第８条第１項				□
宅地造成等規制法第12条第１項				
流通業務市街地の整備に関する法律（昭和41年法律第110号）第５条第１項				□
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第38条の２				□
都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第１項又は第２項				□
都市計画法第35条の２第１項				
都市計画法第41条第２項（同法第35条の２第４項において準用する場合を含む。）				
都市計画法第42条（同法第53条第２項及び附則第５項において準用する場合を含む。）				
都市計画法第43条第１項				
都市計画法第53条第１項				
特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法（昭和53年法律第26号）第５条第１項（同条第５項において準用する場合を含む。）				□
特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法第５条第２項及び第３項（同条第５項において準用する場合を含む。）				
自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）第５条第４項				□
浄化槽法（昭和58年法律第43号）第３条の２第１項				□
特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第８条				□
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条				□
都市緑地法（昭和48年法律第72号）第35条				□
都市緑地法第36条				
都市緑地法第39条第１項				
令第108条の３		耐火建築物の主要構造部に関する技術的基準		□
令第129条の２		避難上の安全の検証を行う建築物の階に対する基準の適用		□
令第129条の２の２		避難上の安全の検証を行う建築物に対する基準の適用		□
（備考）				

（注意事項）

１．この様式による書類は、（い）欄に掲げる建築基準関係規定が、確認審査を行った建築物に適用されない場合は、当該規定に係る部分を省略した様式により作成することができます。

２．確認審査を行った建築物について（い）欄に掲げる建築基準関係規定の適用がないときは、（ろ）欄に斜線を入れてください。

３．（い）欄に掲げる建築基準関係規定が適用される建築物について、当該規定に係る図書ごとに、建築基準関係規定に適合していることを確かめたときは、（は）欄のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

４．確認審査を行った建築物が法第39条第２項、法第40条、法第43条第２項、法第43条の２、法第49条から法第50条まで、法第68条の２第１項若しくは法第68条の９第１項の規定に基づく条例（これらの規定に基づく条例の規定を法第87条第２項又は第３項において準用する場合を含む。）、法第68条の９第２項の規定に基づく条例又は令第９条に掲げる法律の規定に基づく条例の規定の適用を受ける場合は、当該条例の名称及び適用を受ける規定を備考欄に記載し、又は別紙に記載して添えてください。

５．（は）欄の記載では書き表せない事項で特に報告すべき事項は、備考欄に記載し、又は別紙に記載して添えてください。